

令和3年1月8日

保護者の皆様へ

小川町子育て支援課長

緊急事態宣言後の保育園の対応について

平素より保育園運営ならびに新型コロナウイルス感染症への対策等にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、国においては、新型コロナウイルスの感染拡大が続くなか、1都3県を対象に「緊急事態宣言」発出されました。今回の発令では、感染リスクの高い飲食店などを対象として限定的に対策を講じることとなり、社会経済活動の継続も一定程度見込まれるところです。また、保育園の一律の休園や保育の規模を縮小することは求めないことや、児童・生徒の感染事例は少ないことなどを背景に、学校の一斉休校は要請していません。

つきましては、こうした諸状況を勘案し、緊急事態宣言後においても必要な保育を提供できるよう、町内の保育園においては感染予防・拡大防止の対策を徹底しつつ、原則通常どおりの運営を行ってまいります。なお、現段階で臨時休園や登園自粛要請といった措置は実施いたしません。今後の感染拡大状況等により対応が変更となる場合もございますので、その際は改めてお知らせいたします。

保護者の皆様におかれましては、保育園運営と感染対策に引き続きご理解、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、保育園における感染防止の観点から、引き続き保護者の皆様には、登園前のお子様と保護者の検温や、発熱、呼吸器症状が認められる場合の対応などにご協力をお願いいたします。詳しくは、別紙「保育園における感染拡大防止対策について（令和3年1月8日付通知）」をご確認ください。

※保育園においては、出来る限りの感染防止対策に努めてまいります。新型コロナウイルスの感染者が発生した場合には、臨時休園することになります。

【お問合せ先】

小川町子育て支援課総合保育担当
電話 0493-81-6181